

環境保全林整備事業の拡充について

1 理由

これまで環境保全林整備事業では、重要な水源林や林業では採算が見込めない奥山等の人工林において、間伐の実施により密度調整を行い森林の公益的機能の向上を図ってきたところである。

しかし、土壌条件等から林木の生育状況が悪い人工林においては、間伐施業により公益的機能を向上させることが困難であることから、強度な伐採により森林の再生を促す必要がある。

このため、環境保全林整備事業の対象施業として新たに「更新伐(群状伐等)」を加える。

2 更新伐の内容

(1) 対象林分：18 齢級以下の人工林

(不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒)

(2) 伐採率：30%以上50%以下

(3) 伐採方法：単木伐採

帯状・群状伐採(残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍まで)

(4) 更新方法：天然更新を基本とする。ただし、伐採実施の翌年度から2年経過して更新が図られていない場合は、原則、植栽により更新をすること。

(5) 補助率等：定額(県が定める標準事業費以内)

(平成28年度単価で試算した場合の標準事業費195,500円/ha)